

改正

平成25年3月25日条例第15号

旭川市障害者自立支援審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定に基づく同法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の審査会の名称は、旭川市障害者自立支援審査会（以下「審査会」という。）とする。

(委員の定数)

第3条 審査会の委員の定数は、50人以内とする。

(委任)

第4条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。（後略）